

○昭和天皇の崩御に伴う松山養護老人ホーム事務組合職
員の懲戒免除及び賠償責任に基づく債務の免除に関す
る条例

制 定 平成元年 3 月 1 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和 27 年法律第 117 号）第 3 条及び第 5 条の規定に基づき、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の懲戒免除)

第 2 条 職員（この条例施行前に職員でなくなった者を含む。）のうち、法令及び法令に基づく条例の規定により、昭和 64 年 1 月 7 日前の行為について、平成元年 2 月 24 日前に減給、過怠金、戒告又は譴責の懲戒処分を受けたものに対しては、将来に向かってその懲戒を免除する。

(職員の賠償責任に基づく債務の免除)

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 34 条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和 64 年 1 月 7 日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 2 月 24 日から適用する。